

平成28年12月22日

第94回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第94回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年12月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第17号
会議年月日 平成28年12月22日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩

事務局次長兼
農業振興係長 宮田秀一

農地係長 千葉芳治

本日の案件 第94回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後2時

議 長	<p>【開会】 それでは、開会宣言をする前に、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行いますので、ご起立願います。先唱を、16 番、菊池由雄委員に願います。</p>
16 番委員	<p>16 番、菊池です。前段を読み上げますので、後段のご唱和をお願いいたします。 （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略）</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は、29 名であります。定足数に達していますので、直ちに第 94 回遠野市農業委員会総会の開会を宣言します。1 番 菅原一雄委員、9 番 菊池友吾委員から欠席する旨の届出がありこれを了承しましたので報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 続いて会長として出席しました会議等についてご報告をいたします。</p> <p>11 月 30 日に平成 28 年度農業者年金加入推進セミナーが東京でありましたが、局長とともに出席をいたしました。農業者年金でありますけれど、これは農業者だけに認められた公的年金で、国民年金だけでは不安がある方が上乘せをする年金で、全国ではかなりの方が加入しており、特に北海道で頑張っておられるようですが、年金の推進をして実績をあげているということで研修をしてまいりました。</p> <p>同じく 30 日に本県選出国會議員と要請活動及び懇談会が衆議院会館でありまして、出席をさせていただきましたが、この席で、岩手県統一要望として農業会議のほうから国會議員の先生方に要望いたし、その後懇談会がありました。重要課題として鳥獣害対策についてお願いをさせていただきました。この件については北湯口元会長が駆除に当たっては自衛隊の出動をお願いしていましたが、これは国會議員の先生方も思い出してお話されてきました。私は猟友会の方が減っていてどうしようもない状況であることから、分ってくださいと、ここの机上で話していても、地方では本当に困っている、家の近くまで歩いてくるのですと訴えましたら分かりましたと。ある国會議員の先生が、遠野市の会長の自宅へ農林水産省の職員と国會議員の先生でお訪ねいたしますから泊めてください、というお話がありました。それは第一段階ですから、その次が撃つのではなくて捕獲してホルモン剤を投与して子供が産めないようにするというのも考えてくれないかと要請をしまして、確かにそれは自然愛護団体の方から認められるのではないかと、面白い発想だと心に留めておきますという言葉もいただきました。</p> <p>12 月 1 日が、平成 28 年度全国農業委員会会長代表者集会で、これにも出席してきました。国會議員の皆様等々の参加をいただきまして、農林水産省の方もお見えでありましたし、岩手県農業委員会大会で要望をした案件含めて農林水産省の要望をいたしました。</p> <p>12 月 12 日に岩手県農業会議常設審議委員会の審議員として出席をしておりますけれど、これはあまりでしゃばってもという思いがありましたが、農地法の審議について野放しはいけない、追認という議案がかなり多いです。追認はすでに転用が始まっている、言い換えれば無断転用と考えられるわけですが、こういう案件は出来る規定があります。出来る規定があれば何でもやっつけていいのか、公共事業でも追認でくる、という指摘をさせていただきました。岩手県農業会の会長もその通りだと、やはり農業委員会として取り締まっていかなければと意見が一致しました。この追認等、遠野市農業委員会でもありますが、許可をするにあたってはここに悪意が有ったのか無かったのかが判断の分かれ目なそうです。農地法で許可申請を出すときに全く分からなかった、農家の方は、昔は分からなかった人が多いのですが、それが相続等によって発覚してうまくいかなかったときに、やむを得なかったというのは追認できるのですが、どうせ追認できるからやっちゃえというのはいかななものか。それが分かれ目だと思いますので指摘をさせていただいたところでありました。</p> <p>私の出席した会議等については以上であります。12 月 7 日、8 日に農業委員会会長職務代理者及び部会長等研修会が盛岡でありまして、この内容については佐々木職務代理者のほうから報告をお願いします。</p>

佐々木代理	<p>はい。12月7日、8日、私と奥寺委員で出席いたしました。各農業委員から2から3名出席しておりまして、私のところは奥寺委員とBグループに入りまして総人数で27名くらいでした。ABCの3グループありまして、その中で、中間管理事業コーディネーターで小友の元JA、大木戸さんも出席しておりました。コーディネーター7名が会に入っておりまして、主なテーマは農地中間管理事業の状況の議論でございました。大木戸さんのほうから、遠野地区担当ということで話をされておりました。平場と中山間では集積度合いが全く違うということで、どの農業委員も中山間についての悩みはありまして大変だという話はされておりました。</p> <p>これが一つで、二つ目は、北上市農業委員の職務代理者のほうから、新法に基づいた農業委員の定数の実績に取り組んだ説明がありました。なかなか一筋縄ではいかなかったというのが私の印象でありました。最後のほうは苦労されたのだなど。あと、農地中間管理につきましては平場の水沢、奥州のほうは進んでいるという状況でしたが沿岸等々のほうはなかなか進んでいないという状況でございました。以上でございます。</p>
議長	<p>【事務事業経過報告】</p> <p>はい、ありがとうございます。続いて今月の農業委員会事務事業の経過については事務局長に説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは事務事業経過報告につきまして、お手元の、配布しております遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づき報告いたします。</p> <p>12月2日から9日まで平成28年12月遠野市議会定例会が開催されました。今回は農業委員会に関係する一般質問はございません。さきほど会長から報告がありました通り、予算委員会で先般の農地転用違反に絡む質問がありました。12月16日でございますが、農地転用等現地確認調査を市内一斉に行っております。本日の総会に議案として提案しております農地転用等の申請に基づく内容については現地確認調査を行っております。本日でございますが、第94回遠野市農業委員会総会、総会終了後は遠野市農業委員活動等表彰受賞祝賀会をむら耕で開催する予定です。</p> <p>12月22日以降の主な行事予定をお知らせします。12月28日、事務局の仕事納めの式。年明けまして平成29年1月4日、仕事始めの式。1月5日、平成29年遠野市民新年交賀会が開催されます。これについては委員さんにご案内が行っていると思います。1月8日、平成29年遠野市消防出初め式が開催され、会長が出席予定になっております。1月の農地法等申請締切日は10日でございます。1月13日、岩手県農業会議常設審議委員会が開催の予定になっており、会長が出席予定です。1月15日、農事組合法人かみごう農産設立総会が開催予定で、会長が出席予定です。1月16日、農地転用等現地確認調査日でございます。これにつきましては、件数によっては16、17日の2日間にわたる可能性もありますが、予定としては16日ということでございます。1月18日、19日両日でございますが、ポラーノの総会及び女性農業委員研修会の予定でございます。これにつきましては女性農業委員の方に通知を発送してございます。1月20日、平成28年度いわて農林水産躍進大会が盛岡市で開催されます。そして第95回の総会でございますが、1月25日に開催の予定でございます。午前になるか午後になるかは調整中ですが、1月25日総会ですのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上が第95回の総会までの間の行事予定ということでございます。以下につきまして、2月3月の予定まで確定しているものにつきましてはご覧いただきたいと思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>【専決処分等の報告】</p> <p>次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出案件は専決処分したので、その内容を事務局長から報告します。</p>
事務局長	<p>はい、議長。報告第1号について説明いたします。議案書1ページでございます。議案書1ページは農地法第3条の3第1項の規定に基づき、相続等によって権利を取得された5名の方からの届出でございます。本案件は遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により、平成28年12月13日に会長が専決処分をいたしまして届出者に受理通知書を交付い</p>

	<p>たしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告した案件について質問等ございませんか。</p>
委員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
議長	<p>次に、報告第2号、農地法第4条第1項及び第5条第1項許可申請の取消願は良として専決処理いたしましたので、事務局その内容を報告願います。</p>
農地係長	<p>はい、議長。2ページです。報告第2号、農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取消願に係る専決処分の報告について、でございます。農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可処分の取消願について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。</p> <p>番号1、事業者 ●●町 ●●●●、貸人 ●●町 ●●●●、1筆、9,392平方メートルに●●●●を目的として平成25年4月15日に転用許可を受けていたものでございますが、●●の需要が減少したため経営計画を精査した結果、●●●●の必要はないとの判断に至ったためのものです。</p> <p>番号2、事業者 ●●町 ●●●●、貸人 ●●●●、計3筆1,773平方メートルに●●●●を目的として平成25年12月13日に転用許可を受けていたものでございますが、建築資材の高騰により●●●●の六次産業化（加工販売事業）に着手できないとの判断に至ったためのものです。</p> <p>番号1番、2番の許可処分の取消願について専決処分し岩手県から許可の取消があったものでございます。以上報告いたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から報告ありましたことに、質問等ございませんか。</p>
委員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
議長	<p>次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を報告願います。</p>
農地係長	<p>3ページです。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>番号1番、2番、借人 ●●町 ●●●●、貸人 ●●町 ●●●●、計5筆 13,330平方メートル</p> <p>3番、借人 ●●町 ●●●●、貸人 ●●町 ●●●●、計5筆 10,203平方メートル</p> <p>4番、借人 ●●町 ●●●●、貸人 ●●県 ●●●●、3,073平方メートル</p> <p>5番、借人 ●●●●町 ●●●●、貸人 ●●県 ●●●●、計4筆 4,402平方メートル</p> <p>番号1番から5番、全て農業経営基盤強化促進法の利用権の全部解約です。なお、番号1番・2番は集落営農組織で農地を取得するためです。番号3番・4番は借人が病気により経営規模を縮小するため現在借人を調整中のもの、番号5番は関連といたしまして議案第57号6番で、親戚の方へ贈与するための所有権移転の申請が出されております。以上報告いたします。</p>

議	長	はい、ただいま事務局から報告ありましたことについて質問等ございませんか。
委	員	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
議	長	次に、議案審議に先立ちまして、議事参与に関する注意事項を申し上げます。自己又は同居の親族若しくは、配偶者に関する事項について、該当委員はその議事に参与できませんので、審議時には退席を願うこととなりますので予めご了承をお願いします。
議	長	日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委	員	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認め、議事録署名人に、17番 北湯口進委員、18番 阿部正嗣委員、会議書記には事務局 宮田秀一次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局に求めます。
農地係	長	4ページです。第94回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。法第3条、今月計30件、429,504.20平方メートル。利用集積、今月計37件、186,376.16平方メートル。法第4条、なし。5ページです。法第5条、今月計4件、4,913.20平方メートル。適用外、今月計2件、2,584平方メートル。法第18条第6項、今月計5件、31,008平方メートル。以上でございます。
議	長	続きまして、日程第2、議案第56号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。
農地係	長	6ページです。議案第56号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。なお6ページ番号1番から9ページ番号22番まで全て農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借再設定であり説明を省略させていただきます。申請がありました22件、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。
議	長	説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
議	長	農業者年金の受給にかかわる再設定ということでございます。よろしいですか。
委	員	はい。
議	長	それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
委	員	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	日程第3、議案第57号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。

農地係長	<p>10 ページです。議案第 57 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第 3 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。説明につきましては、番号、土地の所在地、面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由の順番に読み上げてまいります。</p> <p>1 番、●●町 2 筆、23,602 平方メートル、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●、●●●●として利用するため買い受ける、相手方の要請により売り渡すものです。売買です。こちらにつきましては●●●●の●●●●として利用するため今回申請があったものです。農地法第 3 条第 2 項により市が公共用に供する場合は農地を取得することができることとなっております。</p> <p>2 番、●●町 2 筆、100 平方メートル、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●、相手方の要請により譲り受ける、労力不足のため譲り渡すものです。贈与です。</p> <p>3 番、●●町 1 筆、117 平方メートル、●●町 ●●●●、●●●●町 ●●●●、規模拡大のため譲り受ける、相手方の要請により譲り渡すものです。贈与です。</p> <p>4 番 5 番は交換によるものです。4 番、●●町 2 筆、2,892 平方メートル、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●。5 番、●●町 2 筆、1,073 平方メートル、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●。</p> <p>11 ページです。</p> <p>6 番、●●町 8 筆、6,467 平方メートル、●●町 ●●●●、●●県 ●●●●、相手方の要請により譲り受ける、遠隔で耕作不便のため譲り渡すものです。贈与です。</p> <p>7 番、●●町 3 筆、6,129 平方メートル、●●●●町 ●●●●、●●市 ●●●●、相手方の要請により買い受ける、遠隔で耕作不便のため売り渡すものです。売買です。</p> <p>8 番、●●町 12 筆、23,933 平方メートル、●●町 ●●●●、同所 ●●●●、父から譲り受ける、後継者（子）へ譲り渡すものです。生前一括贈与です。</p> <p>以上 8 件、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果等の説明をお願いします。最初に●●地区担当委員をお願いします。</p>
22 番委員	<p>22 番、新田です。16 日の午後でございましたが、私ども委員 3 名それから職員 2 名で現地確認しましたが、最初の場所ですが売買でございまして、●●●●で利用するそうです。畑はですね、デントコーン栽培をする作業場にするということです。2 番も私ども担当委員 3 名と職員 2 名で現地を確認しました。これは贈与でございまして、記載のとおりでございました。3 番も私ども 3 名と職員 2 名で現地確認しましたが、事務局の言うとおりと確認しましたのでよろしくお願ひします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明でありましたが、2 番 3 番については贈与を受けた方、受贈した方は間違いなく営農はしていける方だと判断されたということによろしいですか。</p>
22 番委員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>そのように判断されたということですね</p>
22 番委員	<p>はい。</p>
議長	<p>わかりました。次に●●地区担当委員をお願いします。</p>
26 番委員	<p>26 番、多田です。16 日、委員事務局 4 名で 4 番 5 番の現地を確認してきました。4 番の●●●●さんにつきましては、本家分家の関係で、●●さんが本家、●●さんが分家で、交換ということでした。以前から、交換する前から作付されているということは確認しておりました。継続して作付するということが何ら問題なく、ということを確認が取れました。</p>

議 長	それでは次に●●地区担当委員お願いします。
15 番委員	15 番、佐々木でございます。まず 6 番ですが、16 日に事務局 2 人委員 2 人で現地確認となりました。先ほどご説明あった通り、遠隔で耕作不便のため譲り渡すということでございます。7 番ですが、これは売買です。場所はですね、●●●●です。事務局からの説明のとおり売渡人はすでに●●に住んでいます。地元にはほとんど帰っていない状況です。耕作不便のため売り渡すということです。8 番については生前一括贈与です。何ら問題はない状況です。よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果等説明が終了しましたので早速質疑に入ります。質疑ございませんか。
12 番委員	12 番、山崎です。6 番についてお伺いします。譲受人は●●の方と記載されていますが場所は●●で、結構遠距離だと思いますが耕作については大丈夫でしょうか。
議 長	事務局、この件については、十分に話し合いの結果ですか。説明をお願いします。
農地係長	今回譲り渡す●●●●さん、●●県に住んでおられますけども、●●●●さんがおじさんにあたるということです。●●●●さんのお母さんが 1 人で●●に現在住んでおられますけれど、母親の面倒をみてもらうのと合わせて農地のほうをおじさんに譲り渡すということで申請を受けております。●●町ということではありますが、個々の事情にもよると思いますが、近くの方に手伝いをいただくということも考えられますけれど、今回はそのようなことで申請を受けております。
議 長	色々な方から、近隣の方から手伝っていただきながら、自分たちでも作業しながら農地をきちんと管理していくということによろしいですか。その他ございませんか。
22 番委員	22 番ですが。ただいま「●●●●」と言いましたが、実際は「●●●●」です。
議 長	はい、事務局で「●●●●」と読み上げてしまいましたが、正式名称は「●●●●」なそうですので、お詫び申し上げまして訂正をいたします。その他ございませんか。
委 員	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 57 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
委 員	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	続きまして、日程第 4、議案第 58 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。
事務局次長	議案第 58 号、農地利用集積計画の決定についてご説明いたします。説明につきましてはこれまで通り、新規案件のみ説明いたしたいと思っております。番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、契約期間の順番に読み上げて説明させていただきます。 1 番、●●●●、●●●●、●●町●●●●他 3 筆、合計面積 10,997 平方メートル、契約期間は 3 年、賃貸借権設定。 9 番、●●●●、●●●●、●●町●●●●、面積は 2,731 平方メートル、契約期間 5

年、賃貸借権設定。
 11 番は農地保有合理化事業に係る農用地利用集積計画での所有権移転の案件です。買受人 ●●●●●、売渡人 ●●●●●、●●町●●●●●他 2 筆、面積は 6,898 平方メートル、所有権移転です。
 18 番、同じく所有権移転の案件です。買受人 ●●●●●、売渡人 ●●●●●、●●町●●●●●、面積は 2,490 平方メートル、同じく所有権移転です。
 19 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●他 1 筆、面積が 7,367 平方メートル、契約期間が 5 年、賃貸借権設定です。
 20 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●、面積が 3,527 平方メートル、契約期間が 2 年、使用貸借権設定。
 21 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●他 3 筆、面積が 4,616 平方メートル、契約期間が 5 年、賃貸借権設定。
 22 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●他 4 筆、面積が 2,755 平方メートル、契約期間が 5 年、賃貸借権設定。
 24 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●他 9 筆、面積は 6,986 平方メートル、契約期間は 8 年、使用貸借権設定。
 25 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●他 6 筆、面積は 3,296 平方メートル、契約期間は 5 年、賃貸借権設定。
 26 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●筆、面積は 2,677 平方メートル、契約期間は 5 年、賃貸借権設定。
 27 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●● 2 筆、面積は 1,655 平方メートル、契約期間は五年、賃貸借権設定。
 34 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●他 4 筆、面積は 8,119.16 平方メートル、契約期間は 5 年、賃貸借権設定。
 36 番、●●●●●、●●●●●、●●町●●●●●他 2 筆、面積は 2,829 平方メートル、契約期間は 5 年、使用貸借権設定。
 以上説明を終わります。よろしくお願いたします。

議 長

説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 58 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は原案のとおり「可」と決しました。

議 長

続いて、日程第 5、議案第 59 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。

農地係長

18 ページです。議案第 59 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。

1 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は定年により帰郷し住宅を建築するものです。母から土地を譲り受け、予算内で実施できること、また母の住宅の近接に施工することにより、母の見守りができることから、適地として設定し、住宅を建築しようとするものであり、本案件は農地法施行規則に規定される集落接続に該当するため例外的に許可できるものであります。事業費につきましては、自己資金により確保する計画で、金融機関の残高証明書を確認したところ資金の確保は確実であると判断されます。

	<p>2番・3番は砂利採取を目的とする鉱工業用地として一時転用しようとするものです。2番の申請地は、10ヘクタール以上の一団の農地であり第1種農地と判断し、3番の申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本案件は砂利採取を行なおうとするもので、採取後は速やかに原状回復する計画となっております。3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画で金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>4番、●●●●、●●●●、●●●●の工事に伴う工事施工箇所への仮設進入路の整備を目的とするその他の施設用地として一時転用しようとするものです。申請地は農業振興地域内の農用地となっております。申請地は工事施工場所に近接しており、工事の安全性を確保し、施工工程の円滑な進捗を図るため適地として選定したものであり、3年以内の一時転用は例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては、自己資金により確保する計画であり金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上4件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果等の説明を求めます。附馬牛地区担当委員をお願いします。</p>
22 番委員	<p>22番、新田です。16日に委員3名と職員2名で現地を確認しましたが、この方は東京で仕事をしていて、苗字は違いますが、こちらに帰ってきて母親の面倒を見る、そこに住宅を建てるということでございましたので現地を確認してきました。以上でございます。</p>
議 長	<p>続いて●●地区担当委員をお願いします。</p>
11 番委員	<p>11番、菊池です。2番・3番ですが、16日に職員2名委員4名で確認してきました。この場所は隣同士の畑になっております。事務局の説明通りです。よろしく申し上げます。4番は、これも事務局の説明通りです。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>2番・3番の案件ですけども、一般農家の交通等には支障がない場所という風に理解をしてよろしいですか。</p>
11 番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
30 番委員	<p>30番、佐々木です。事務局のほうにお尋ねします。砂利採取は1種農地であれば3年以内に計画すれば例外という説明がございましたが、この場合2年という記載がなされておりますが、原状復帰した場合書類審査だけなのか、書類審査に基づいて現場を見に行くのか、どうなっているのですか。</p>
議 長	<p>工事完了後の復旧後の農地について現地確認をするのか書類だけで良とするものなのか、という質問でしたが。</p>
農地係長	<p>お答えいたします。転用事業完了の際に完了書ということで写真等を付けていただいて、書類審査ということで現地のほうは確認しておりません。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。全国的には完了検査の必要があるのではないかと、砂利採取した中に産業廃棄物等が混入していることがないのか、という意見もあります。しかしながら、工事中においては安全包配を確保するとか写真で残骸等が埋まっていないということは確認できますので、写真等を見て完了ということで確認しております。</p> <p>その他ございませんか。</p>

委員	「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 59 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	続いて、日程第 6、議案第 60 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明を求めます。
農地係長	19 ページです。議案第 60 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。 1 番、土地の所在地 ●●町 2 筆、計 177 平方メートル、申請人 ●●町 ●●●●、利用の状況及び手続きを怠っていた理由等は、平成元年に払下げを受けたときから通作路として利用し現在に至る。●●●●跡のため農地の認識がなかったものでございます。 2 番、土地の所在地 ●●町 4 筆、計 2,407 平方メートル、申請人 ●●町 ●●●●、利用の状況及び手続きを怠っていた理由等は、山林に囲まれ農地として維持することが困難な地理条件のため不耕作となり、昭和 62 年には山林、原野化し現在に至るものでございます。 1 番は、議案第 59 号番号 1 番に関連して土地を譲り渡すために確認をした際に判明したものでございます。2 番は、親の贈与を行政書士事務所に相談した際に手続きの指導があったもので、当申請地は山林原野化して農地性がなく、また、農地に戻すのも非常に困難な状況であり申請がなされたものであります。 以上 2 件ご審議よろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果等の説明を求めます。●●地区担当委員お願いします。
22 番委員	22 番、新田です。この場所は、●●●●が●●から●●地区まで走っていたところ。●●●●から払い下げた場所でございます。現地確認をしましたが何ら問題はないです。1 番はそのとおりでございます。2 番は、山林に囲まれた場所で、農地に戻すのは大変だと確認しました。以上でございます。
議長	ありがとうございました。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
29 番委員	29 番、菊池です。私は 67 歳になりますが、●●●●と初めて聞いたので参考のために内容を聞きたいのですが。
22 番委員	これはですね、若干記憶にございますが、●●●●が●●●●で今の●●より若干小さい●●で●●●●をしていたもので、●●の橋のもとまで●●が走っていたものです。●●の中間にコンクリートで場所を作って、そこに水を流して、木を蒸らせるために水を流していたわけで。なぜ●●●●を走らせていたかという●●●●地区、●●●●から●●●●とか運んでくるために、そういう●●がありました。誰も知らないと思います。実はその鉄道に北湯口委員が●●●●そうです。
議長	もう少し詳しい説明をいただきければ北湯口委員に。

17 番委員	<p>実は●●●●に●●●●がありまして、私が乗ったときは●●から●●まではまだあったのですが、●●から●●まではもうなかったです。ただその●●●●は遠野までまだあります。●●●●の家の前も段差があって、そこも●●が走っていました。●●●●はバスよりも●●が走っていたと。●●●●に●●から●●を運ぶ、私もその●●を見たことがあります。5、6歳のころです。●●●●のお祭りのころにおじさんがその●●●●に乗せて連れて行ってくださいました。ですから記憶にあるのですが、●●●●で●●●●だけあって、●●に本当は乗せてはいけなんでしょうけど、●●の人たちもかなり乗っていたと思います。そういうことでございます。</p>
29 番委員	<p>分かりました。それでは質問したいと思います。北湯口委員はかなり農業委員会会長が長かったわけですが、●●●●はかなり距離があるという説明でしたが、他の通●●●●は雑種地として確認がされていたのですか。</p>
22 番委員	<p>●●●●は、私は確認しておりませんが、この後確認すれば出てくるのではないかと思います。その家の人に、「●●●●があるはずだけれど、どうですか」と聞くわけにはいきませんから。その●●●●を道路として使っていることもあるので、作業道路として、今回このような形で表れたので、その辺のところは何とも申し上げようがありません。</p>
議 長	<p>この案件は、●●●●からの払い下げだと思われましても、払い下げの後にこの該当する農家が農地に一旦されたと思うのです。その農地が長い間に荒れてきたと、農地以外になっていたということでの適用外として証明してくださいという願い出書ですので、もう農地形状ではなく、一旦は農地になっていた、と考えられます。よろしいですか。それでは、あとはありませんか。</p>
14 番委員	<p>14番、千葉です。2番の案件なのですが、上段が山林と確認した、下段が原野と確認したと。それ以外に畑2筆あるのですけれど、これはどちらで確認がとれたのですか。山林ですか、原野ですか。</p>
農地係長	<p>現地確認の際に原野として確認しております。</p>
議 長	<p>登記簿上の記録が2筆とも畑ですよ。この畑が利用状況調査、現在は上の733㎡が現在は山林形状、689平方メートルが原野形状ということですね。</p>
農地係長	<p>他畑2筆も現地確認で原野ということで。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p>
14 番委員	<p>要するに、985平方メートルも原野として確認したということでよろしいでしょうか。</p>
農地係長	<p>そうです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
30 番委員	<p>30番、佐々木です。参考までになんですけど、●●●●ですが、行政を動かして市の無形文化財に上申できないものですか。実は私はしばらく●●●●に居ましたけれど、●●●●を●●まで、日本の第1号の●●●●で●●●●を持って行っただと、あとは●●からの●●●●を持って行ったということがあり、それが国の指定無形文化財になっているというのがあるものですから、ぜひこれを自治会を動かして市に上申して、貴重な財産なのですから、こういうのは時代とともに薄れるので残したほうがいいのではないかと今思ったものです。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの佐々木委員からのご意見でありましたが、これについては農地法と直接の関連はありませんから、時機を見て商工観光課、林業振興課のほうへ繋げて。分かっている</p>

	の総会でということになります。以上よろしくご審議お願いいたします。
議長	説明が終了しましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。
4 番 委員	4 番、佐々木です。まだ意向調査で 40 名しか提出していないということでしたが、地元 の農家の人に意向調査の提出をお願いしていましたが、農業委員として足を運んで、本当 に農地に戻すのか、その指導をやるべきだと思うのですが。そのような情報を農業委員に 与えてもらえるのであれば。
議長	ただいまの質問は、36 名がまだ未提出ということですが、その確認なり指導なりがどの ようになっているか。報告期限が 1 月ですので、その件についての質問と、また、まだ未 提出者の名簿等出してもらえるのか、その辺のことを。
事務局次長	ただいま佐々木義弘委員から非常にありがたいご発言をいただきました。先ほど述べた とおり、1 月 30 日を提出期限としておるものの、やはり早め早めに皆様に情報を提供して ご協力を得たいというように思っております。1 月 10 日が来月総会議案の締め切り日とな っておりますので、そのあたりに未提出分につきましては各地区担当の農業委員さんに未 提出者の名簿をお出ししてお願いするというところで検討させていただきたいと思いま す。よろしくお願いいたします。
議長	その名簿を農業委員に提供する時期はいつ頃ですか。
事務局次長	1 月 10 日に一度締めて、未提出者の方を整理して 1 月の現地確認調査の際に名簿をお渡 ししてご協力を得たいと思えます。現地確認ない地区につきましては、総会の時にお願 いしたいと思います。
議長	今事務局から説明ありましたが、大変貴重なご意見をいただきました。というのは、農 業委員の農地の利用状況調査によって農地に戻すのが不可能と判断した土地でありますけ れど、ただこれを非農地通知 1 回でやってはいけないということから、所有者の方に意向 調査をさせていただきました。農業委員は、これは木も生えているし農地に復元は難しい から非農地でいいのではないかと判定をしたわけですが、農家が農地でもう 1 回戻す ということであれば非農地通知を出されませんので。意向調査をしたところ、先月今月と 農地に戻せないので非農地通知を发出してくださいと意向示された方については今提案さ せていただいたわけですが、数名が未提出ということでもあります。これについては 1 月 10 日までに提出される方あると思えますので、それでも未だ漏れた方については委員の皆様 に名簿を提供させていただきたい。提供する時期は現地確認調査、現地確認調査がなかつ た地域につきましては次の総会、1 月 25 日までに提供していただきたい。その場合は非農 地通知を出すかということですが、この場合は非農地通知をずっと続けていくと固定資産 税が 1.8 倍につながっていくことも考えられますし、この制度はせっかく国で作って非農 地をなくしましょうという制度なので、農業委員会の議決をもって非農地通知を法務局へ、 印鑑証明と実印を持っていくだけで地目変更登記ができますので、是非活用されて、ど うしても農地にできないという場合は原野若しくは山林、雑種地、どれにしますかと法務局 のほうから聞かれますのでその時に山林にしたい、原野にしたいという意思表示で、登記 になる前に法務局で現地確認に来ます。ということで農地以外になるということですから ぜひ、農業委員として農地は確保するというのが仕事でありますけど、国のほうで農地を 確認に行く前に事務局でできるという制度ですから、是非有効に活用するべきだと思いま すからその所有者にはご指導のほどお願いします。よろしいでしょうか。
議長	その他ありませんか。
委員	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長	それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 61 号非

	農地証明願の承認については、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
委員	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議長	ご異議なしと認め、議案第 61 号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	それでは、その他に入りたいと思います。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
23 番委員	23 番、田中です。今年 1 年間でエゴマを皆さんと一緒に作ったわけですけど、1 日に恵美子委員と二人で奥寺委員からトミを借りましてホコリを飛ばして、19 日に女性農業委員と事務局多田さんで洗ったわけです。まだ乾燥させている状態なのですが、約 9 キロ位ですがそのエゴマをどのようにしたら良いか、皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。それで、ＹＹＹのほうからは給食のメニュー提案が来ておりますけども、それで私たちも考えたいと思いますし、あと皆さんにエゴマはこのような料理があるということを教える機会があればそうしたいと思います。もし油にするのであれば 9 キロ位あれば 180 ミリで約 15 本位出るかと思えます。それと、今、農協女性部のほうで煎餅作りをしています。それに少しでも活用してくださいと提供するのでもいいかと思えますし、そこで皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。
議長	ただいま、田中委員のほうから、耕作放棄地解消事業としてエゴマを植栽して収穫までしたところであります。女性農業委員さん、または、鈴木委員さん、萩野委員さんにはご協力いただいて収穫までなったというところであります。この収穫したエゴマをどのように活用していくかということのご意見をいただきたいと田中委員のほうからお話があったわけですが、田中委員としては活用方法としては何か提案ありますか。
23 番委員	エゴマそのものの料理方法とかはまだ普及していないので分からないと思うので、私的には農協の調理師を紹介して、料理講習をしたらどうかと思っているのですが、それは女性だけでやったらいいのではないかと言われたらそれまでです。なぜ良いかというと、エゴマにはアルカリが多く含まれて、私たちも年齢を重ねるごとに減少になるものですから、それを予防する効果があるとテレビでやっています。それでエゴマがブームになっているので、農業委員もこういうのがあるよというのを活用したら良いのではないかと思いますし、また、今回やったのは田ですが、田はほとんど酸性土壌だと思うので、酸性土壌でもエゴマが取れるということを実証したいと思います。アルカリ土壌か酸性土壌か検査したいと思っていますので、皆さんはどういう考えなのかなと思います。
議長	9 キロでしたか。今年の耕作放棄地解消事業として取り組んできました。風がなければまだまだ取れたのでしょけれど、風で飛ばされたりしながらそれでも 9 キロ収穫だったということです。この活用方法について、女性委員で話をした結果だと思っておりますが、食育ということ、又は、健康食品として大変引き合いがあるということです。エゴマの調理の仕方について調理室をお借りして都合のいい方で調理をしながら試食、というのがあるのではないかと提案でしたが、その他に委員の皆様でご意見等ございませんか。
29 番委員	29 番、菊池です。料理のことは全く素人ですが、間もなく行われる予定の農林振興大会に何かの形で発表できれば、やった効果が出るのではないかと思います。参加者全員に煎餅一つずつ配るとか。何か検討をお願いしたいと思います。
議長	農林振興大会ですが、本来 11 月に開催されていましてけれども、今年は台風 10 号の影響から延期ということになったようで、3 月には行きたいと文書で参っております。かなり遅れるのですが、その機会にエゴマ煎餅か何かを提供する、又はエゴマの料理を提供するというご提案ですか。事務局、それできるでしょうか。
事務局長	農林振興大会ですが、ただいま会長が申し上げました通り、準備を 3 月の中旬に開催と

	<p>いうことで進めてございます。これからそれに係る日程等ご案内が届くと思いますが、その内容につきましては、年明け早々になるのかなと思います。その際に、内容について様々な検討がされると思いますので、私のほうからも担当の農業振興課の方に、こういう提案がありますと申し上げて是非取り入れていただきたいと話を通していきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>今までの経過は、収録をして記録はあるのですから、それを農林振興大会で、どこかの場面で放映していただくか。それではせっかく出ましたから紹介させていただきたいのですが、12月13日に岩手県農業会議のほうから連絡が来まして、遠野市で行ってきた耕作放棄地解消事業が全国的に認められたということでもあります。19年から取り組んで、耕作放棄地ゼロ宣言の町として農業委員会としてどう取り組んでいくかということで、古参の農業委員さんはお分かりだと思いますけども、農業委員OBさん含め孝委員さん、森川委員さん、斉藤委員さん、豊子委員さん、君崎委員さん、太田代委員さん、多田委員さん、松田委員さん、紺野委員さん、菊池委員さん、古屋敷委員さん、奥寺委員さん、山崎委員さん、濱田委員さん、次男委員さん等が特に本気になってやったのは、耕作放棄地を解消するために菜の花を一面に咲かせまじょうと、遠野市の補助事業を活用して地区ごとに菜の花を植栽してきたという実績があります。この解消した所がまた荒れるのではないかと心配しておったのですが、一度解消した所、濱田平八郎委員さんの大きく荒れていた所も荒れないでそのまま残っています。更に非農地証明でも山林に、農地以外に戻したということがあって、220ヘクタールほどもあった耕作放棄地が現在60ちょっとに減少してきている。で、こういう活動は全国的にもすごいということで、農業委員さんは、私もその当時事務局長でしたが、なぜこんなことをというような話もありましたけれど、めげずにやってきたことが通ってきた。今年は新たにエゴマということでして、今度1月17日に審査員になります明治大学の教授以下3名が遠野市に入って現地調査をします。事務局と私と奥寺晴夫委員と田中委員は製品をもって独自産業まで結びつけているということを説明したいと思っておりますが、全国3位までは決定して、聞き取りによっては1位になるかもしれないし、3位までは確定したということでもあります。この事業が実っておりますので、是非農林振興大会では紹介できればいいなと思っておりますし、その位の活動はなされたものと考えております。従って今菊池委員からご提案ありましたことで女性委員さんどうですか。</p>
<p>23 番 委 員</p>	<p>それはちょっと。テレビの影響で、注文が来て今全国的に発送が大変なので。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他に何かありますか。料理出すだけの量がないということですよ。</p>
<p>23 番 委 員</p>	<p>料理出す分にはエゴマそのものだけじゃなくて、野菜と和えるとかあるので、寒締めホウレンソウでもなんでもいいですし、味噌と合わせて出す分にはいいと思います。</p>
<p>7 番 委 員</p>	<p>通年通りの振興大会の後の祝賀会、あの場での料理に使っていただくかは、あえりあさんとの話し合いの持って行き方で、何かの形で出来ると思います。サラダのドレッシングとかホウレンソウの和え物で出すとか、料理で出すことは検討できると思いますので、そういった形で皆さんに食していただく場を持つという方向で検討していきたいと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>色々な良いご意見出てきましたが、その他ご意見は。</p>
<p>議 長</p>	<p>祝賀会とかで、料理として提供して、エゴマの効能について発言する機会を与えるような。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>ただいまのご意見ですが、例年、振興大会が終了した後祝賀会がございまして、その場で、遠野で取れた野菜とか特産品を料理にお出しする試食コーナーとかを設けますので、その際にただいまご提案がありましたエゴマを使った野菜料理とか、あとはパネルを使って紹介するようなものとか取り入れてもらって、私のほうでも農業振興課の担当等に話をつないでおきたいと思えますのでよろしくお願ひします。</p>

議 長	<p>それでは田中委員からのご意見ありましたエゴマの活用については、3月中旬に予定する農林水産振興大会において食材を提供してその場でエゴマの効用等についてもコメントできる機会を設けたいということで要望しますので、それでよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>それでよし、という声がありましたので、事務局と一緒に実現するように努めたいと思います。その他委員の皆様からごさいませんか。</p>
委 員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは事務局から。</p>
事務局 長	<p>冒頭に会長からお話がありましたあっせん事業で、未登記の分につきまして会長のほうからも進行中ということでご報告がございましたが、事務局のほうからまだ進行中ということでご詳しくご説明したいと思います。先月総会で報告した後に法務局等必要な機関等との協議いたしまして、必要な書類等取り寄せ、手続き等進めております。</p> <p>具体的には登記申請書の作成に入っております、それが間もなく完成いたします。あとは当事者の方々からの必要な書類につきまして、一部当事者の方にはお詫びを申し上げながらお渡ししているところがございますけれど、近いうちに当事者の方々を回りましてお詫びをしながらその必要書類、印鑑証明書、住民票等提出提供いただき、早期に揃え、法務局のほうで手続きを完了させるということで手続きを進めてございますので、中間ではございますが、ご報告を申し上げるものでございます。これについては当事者、そして関係する農業委員には大変ご迷惑をおかけしたということでお詫びを申し上げますが、そういう形で進めていくということでご報告をさせていただきます。</p>
議 長	<p>その他は。</p>
事務局 次長	<p>本日新しい農業委員手帳をお配りしています。是非活動のほうでご活用願います。それからこの後、ご案内しております受賞祝賀会は予定通り5時半からむら耕のほうで行いたいと思いますので、中途半端な時間で終わりますが、時間までにはお集まりいただくようお願いしたいと思います。あともう一点ですけれども、農業委員さんで家族経営協定未締結の方につきまして11名ほどですけれどもご案内しておりましたので、この方については若干説明がございますのでこの場にお残りいただきたいというところがございます。鈴木委員さん、萩野委員さん、妙子委員さん、鬼原委員さん、千葉委員さん、小向委員さん、田中委員さん、多田委員さん、康祝委員さん、ちょっとお時間をいただければと思います。</p>
議 長	<p>事務局から説明ありましたことについてご質問等ごさいませんか。</p>
委 員	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>以上をもって、第94回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p>
	<p>午後3時57分閉会</p>

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番_____

同 番_____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____